

「マイナ保険証」は受診の度にご提示ください！

今までの健康保険証なら、月初めの受診時に1回提示すればよかったです。が、「マイナ保険証」は受診の度に医療機関の窓口にある顔認証付きカードリーダーに置いて本人確認する必要があります。(健康保険法施行規則第53条等)。

「毎回ですか?!」「かえって面倒!」と思われる方も多いと思いますが、患者さんの負担割合や資格喪失の有無が瞬時にオンライン資格確認できるメリットがあります。

医療機関側としては、資格喪失の保険証使用の為に生じるレセプト返戻が無くなり、事務負担の軽減につながります。

患者さん側としては、有効期限切れの保険証での受診が無くなり、医療費が自費負担になるのを防げます。また誤投薬、重複投薬等のリスクや無駄が無くなるメリットもあります。更に、マイナ保険証での受診の方が窓口負担金は少しだけ安くなります。

マイナンバーカードのICチップには「電子証明書」という「本人確認機能」が備わっています。

「本人確認」の情報として、本人の顔写真データ情報、氏名、性別、生年月日、保険者名、被保険者番号、一部負担割合、資格取得・喪失日、また医療上として処方薬、特定健診情報、医療機関名、受診歴などが一元管理されているのです。

政府は「2024年秋に現行の健康保険証の廃止を目指す」と言う事を表明し、マイナンバーカードと一体化した保険証に切り替える方針になっています。

是非面倒くさがらずに、医療機関を受診の際は「マイナンバーカード」に紐づけされた「マイナ保険証」のご提示をお願いいたします。(念のため完全に切り替わる前は従来の健康保険証もお持ちください。)